

令和5年度
岩沼市指定地域密着型サービス事業者等
集団指導

岩沼市健康福祉部
介護福祉課

地域密着型
サービス向け



岩沼市マスコットキャラクター
岩沼係長

- 令和4年度運営指導の結果について ■ P4～
- 令和6年度より義務化となる運営基準について ■ P8～
- 事故防止対策・事故報告について ■ P17～
- 災害時における連絡体制について ■ P23～
- 高齢者虐待について ■ P25～

■ 集団指導

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について講習等の方法により行う

■ 運営指導

介護サービスの実施状況、運営基準、介護報酬請求について関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う

■ 指導にあたっての留意点

適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う



令和4年度運営指導の結果について

令和4年度 運営指導における指摘事項

		項目	内 容
地域密着型通所介護	運営基準	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ○重要事項説明書の記載について提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載がなかったため、追記すること。 ○重要事項説明書、運営規定、事業所パンフレットの記載の営業日及び営業時間について、それぞれ整合性を図り、修正すること。 ○苦情相談受付窓口の国民健康保険団体連合会の電話番号に誤りがあったため修正すること。
		重要事項説明書	
運営推進会議	○運営推進会議をおおむね6か月に1回実施すること。		
認知症対応型共同生活介護	運営基準	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ○利用料金が介護報酬改定前の報酬になっていたため、更新すること。 ○高額介護サービス費の記載が令和3年8月改正前の情報だったため、更新すること。 ○提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)について記載がなかったため、追記すること。
		重要事項説明書	

令和4年度 各事業所における主な好事例①

(地域密着型サービス)

サービス	項目	内 容
地域密着型通所介護	サービスの質の向上	<p>○運営規定、重要事項説明書、各種マニュアルについて、随時見直し及び更新を行い、制度に対応していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者を決めるだけでなく、複数人での確認体制を構築しており、制度改正時に見直し及び更新の漏れが無いよう工夫している。 <p>○入浴介助において、より自宅と近い環境で入浴してもらえるよう、家での入浴状況を確認し、入浴介助方法について自宅の浴室の写真も活用しながら事業所内の職員で情報を共有していること。</p>
	職員の資質向上	<p>○職員向けの研修にeラーニングを導入し、隙間時間にスキルアップを図っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サクラボ」というeラーニングの動画視聴にて研修を実施。 ・虐待防止、身体拘束禁止、感染症予防等の法定研修から、介護技術研修、クレーム対応、管理職の部下育成など、多岐に渡る研修項目がある。
	事故・緊急時対応	<p>○災害時に備えた体制を整えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民とも連携済みで、住民宅の庭にも避難できるように話を通している。 ・水道が止まっても近隣住民宅の井戸を使用でき、水が使用可能。 ・自家用発電機も備えているため、停電時も3日間程度は耐えられる。 <p>○緊急時に対応できるよう、利用者ごとの「救急情報シート」を作成し、年に1度情報を更新していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急隊を呼んだ際、必要な情報がワンペーパーにまとまっているので、迅速な対応可。 ・シートには「服薬中の薬」「かかりつけ医」「普段の状況・脈拍・血圧」等が記載されている。

令和4年度 各事業所における主な好事例②

(地域密着型サービス)

サービス	項目	内 容
認知症対応型共同生活介護	サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者に畑仕事、洗濯、調理、掃除、草取り等、日常生活のできることを積極的にやってもらっていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・畑で収穫した野菜を調理し食卓に並べるなど、利用者に楽しんでもらう工夫がある。 ○運営基準上義務化されていない項目についてもマニュアルが整備されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理マニュアル・認知症対応マニュアル・外出外泊マニュアル ・移動移乗マニュアル・食事介助マニュアル・排泄介助マニュアル ・服薬支援マニュアル・口腔介助マニュアル・入浴介助マニュアル ○コロナ禍であるが、利用者と家族の対面を可能な限り積極的に実施していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・玄関先での面会や、ガラス越しでの面会。 ○行事もコロナ感染リスクを配慮し、中止せずに置き換えて実施していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・例年柴田町まで花見に行っていたが、感染拡大を考慮した上で中止ではなく近場のグリーンピアにて花見を実施した。
	職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃のケアにおいて、気付かないうちに身体拘束に該当してしまうこともあり得るため、法人内部の委員会にて身体拘束に該当する事案について再確認するとともに、身体拘束をしない代替案について十分な検討を行っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・扉を閉める際に大きな音を立ててしまう利用者があり、行動を制限する方向の対策を検討するのではなく、防音のための緩衝材を設置し、拘束以外の代替策をとった。
	事故・緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> ○リスク管理マニュアル内にて、「ヒヤリハット報告は書いた人を責めるものではなく、書いてくれるおかげで事故を未然に防ぐ手立てになる、ありがとう」という旨の記載があり、積極的な報告を促していること。 ○利用者の緊急時に、救急隊員や医療機関にすぐ情報を提供できるよう、独自のシートを作成し、活用していること。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理者が緊急時に救急隊員から聞かれていた項目(かかりつけ医療機関、服薬中の薬、日常生活状況、精神面の状況等)をまとめ、様式化し、事前に準備している。 ・一度集約した情報もそのままにせず、随時更新したものを使用。 ○事故対応について、未然に防ぐ視点だけでなく、事故が起こった際のけがを軽減させる視点からも対策を考えていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の転倒時に衝撃を減らすパッドの着用を検討。



令和6年度より義務化となる 運営基準について

- ① 感染症対策の強化
- ② 業務継続計画
- ③ 虐待の防止
- ④ 認知症基礎研修
- ⑤ 栄養管理と口腔衛生管理

令和6年度より義務化① 感染症対策の強化について

該当サービス	地域密着型特別養護老人ホーム	通所系サービス 小規模多機能型居宅介護 グループホーム	居宅介護支援 介護予防支援
感染対策	<p>○感染症又は食中毒の発生、まん延の防止のための以下の措置の実施</p> <p>① 委員会の開催（概ね<u>3月に1回</u>） その結果の周知</p> <p>② 指針の整備</p> <p>③ 研修の実施（年2回以上）</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）の実施</p>	<p>○感染症又は食中毒の発生、まん延の防止のための以下の措置の実施</p> <p>① 委員会の開催（概ね<u>6月に1回</u>）、その結果の周知</p> <p>② 指針の整備</p> <p>③ 研修の定期的な実施</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）の実施</p>	
衛生管理	<p>○設備等及び飲用水に衛生上必要な措置の実施</p> <p>○医薬品及び医療機器の適切な管理</p>	<p>○設備等及び飲用水に衛生上必要な措置の実施</p>	<p>○従業者の清潔の保持、健康状態の必要な管理</p>

『介護現場における感染対策の手引き』

【厚生労働省HP】

ホーム >>> 政策について >>> 分野別の政策一覧 >>> 福祉・介護 >>> 介護・高齢者福祉
>>> 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

(P190に感染症予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の参考例が示されています。)



令和6年度より義務化② 業務継続計画（BCP）について（1）

- ◆介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- ◆必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（Business Continuity Plan）の策定が重要である。

『業務継続ガイドライン』

【厚生労働省HP】

ホーム >>> 政策について >>> 分野別の政策一覧 >>> 福祉・介護 >>> 介護・高齢者福祉
>>> 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

上記研修のページには、ガイドラインだけでなく、BCPのひな型や、研修動画もあるので、必要に応じてご活用願います。



令和6年度より義務化② 業務継続計画（BCP）について（2）

	記載すべき項目	作成のポイント
感染症	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平時からの備え <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制構築、整備 ・ 感染症防止に向けた取組の実施 ・ 備蓄品の確保 ◆ 初動対応 ◆ 感染症拡大防止体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所との連携 ・ 濃厚接触者への対応 ・ 関係者との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時、緊急時の情報収集、共有体制、情報伝達フローの構築 ◆ 感染（疑い）者が発生した場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを継続的に提供するため、対応について整理 ◆ 職員確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内、法人内における職員確保体制の検討、 ・ 関係機関や県への応援依頼 ◆ 業務の優先順位の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた職員で可能な限り通常通りのサービスを提供 ◆ 計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成するだけでは実効性があるとはいえない
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平常時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、設備の安全対策 ・ 電気水道など、ライフライン停止の場合の対策 ・ 必要品の備蓄 ◆ 緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画発動基準 ・ 対応体制 ◆ 他施設及び地域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 正確な情報集約と判断ができる体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時、緊急時の情報収集、共有体制、情報伝達フローの構築 ◆ 「事前の対策」と「被災時の対策」それぞれの対策を準備 <ul style="list-style-type: none"> （事前）耐震固定、インフラ停止時のバックアップ （被災時）人命安全のルール、初期対応 ◆ 業務の優先順位の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた職員で可能な限り通常通りのサービスを提供 ◆ 計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成するだけでは実効性があるとはいえない

令和6年度より義務化③ 虐待の防止

◆虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じる必要がある

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること
- (2)虐待の防止のための指針を整備していること
- (3)虐待の防止のための従業者に対する研修を行っていること
- (4)虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていること

(1) 虐待防止検討委員会

- ◆事業所外の虐待防止の専門家の活用が望ましい
- ◆関係する職種や取り扱う事項の関係が深い会議体があれば、一体的に設置・運営可能
- ◆委員会で得た結果については、従業者へ周知徹底

(3) 研修

- ◆特養・GHは2回以上／年
- ◆通所系・小規模多機能は1回以上／年
※新規採用時は必ず実施
- ◆研修内容については要記録
- ◆研修は内部の研修で差し支えない

(2) 指針

- ◆盛り込むべき項目（抜粋）
 - ・職員研修に関する考え方
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・虐待発生時の対応基本方針
 - ・苦情解決方法
 - ・虐待発生時の相談、報告体制 等

(4) 担当者

- ◆専任の担当者を配置
- ◆虐待防止検討委員会の責任者が務めることが望ましい

解釈通知より抜粋

令和6年度より義務化④ 認知症基礎研修

- ◆介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる

義務付けの対象外

看護師、准看護師、介護福祉士、ケアマネジャー、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

新規採用した職員

※新卒採用・中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る）に対しては、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。

R3年度報酬改定Q&Aより（R3.3.26）

Q.養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か？

A.養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。

令和6年度より義務化⑤ 栄養管理(施設のみ)

目的:施設における栄養ケア・マネジメントの取組の一層の強化

【令和3年度改定前】

栄養マネジメント加算 14単位/日

なし

【令和3年度改定後】

⇒ 廃止

⇒ 栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算(新設)

⇒ 栄養マネジメント強化加算 11単位/日(新設)

主な事項(基本サービス)

▶入所者の栄養状態を入所時に把握し、従業者が共同して、**入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養計画を作成**する

※栄養ケア計画の作成にあたっては、施設サービス計画との整合性を図ること

▶入所者ごとの栄養計画に従い、栄養管理を行うとともに、**入所者の栄養状態を定期的に記録**する

▶入所者ごとの栄養ケア計画の**進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す**

▶栄養ケア・マネジメントの実務等については、「**リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について**」(老認発 0316 第3号・老老発 0316 第2号(令和3年3月16日))
通知を参考にしてください

令和6年度より義務化⑤ 口腔衛生管理(施設のみ)

目的:施設における口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた丁寧な口腔衛生の管理をさらに充実

口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組みを緩和した上で、**基本サービス**として**口腔衛生の管理体制を整備し**、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める

主な事項(基本サービス)

- ▶**歯科医師又はその指示を受けた衛生歯科医が、施設の介護職員に対し、口腔衛生の管理する技術的助言及び指導を年2回以上**行うこと
 - ▶上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、**必要に応じて当該計画を見直す**こと
 - ・助言を行った歯科医師
 - ・歯科医師からの助言の要点
 - ・具体的方策
 - ・施設における実施目標
 - ・留意事項、特記事項
- ※口腔衛生管理の実務等については、「**リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例について**」(老認発 0316 第3号・老老発 0316 第2号(令和3年3月16日)通知を参考にしてください)



事故防止対策・事故報告について

事故防止対策についての留意点

施設・事業所全体として事故防止対策を検討しているか

利用者の状況・職員配置・技術面など多角的な視点で検討しているか

防止策は、施設・事業所の現状に即した内容になっているか

誤嚥事故など重大事故につながる可能性の対策検討はされているか

家族への対応は原因・再発防止策・費用の負担など継続して報告しているか

事故報告基準

- ・宮城県が定める事故報告基準に準拠
- ・「介護保険施設等における事故の報告様式等について」(令和3年3月19日付け介護保険最新情報Vol.943)で示された**事故報告様式**にて報告⇒**岩沼市HP**に掲載

報告の方法

- ・**<電話連絡及び書面にて第1報>**
(事故発生日当日又は翌日中)事故の概要(「**事故発生・発見日時**」、「**利用者等の氏名・年齢**」、「**受傷の程度・部位**」、「**家族への報告状況**」等)について、**電話による連絡**
- ・**<書面による追加報告>**
事故処理の区切りがついたところで、事故原因の分析、再発防止策の検討等を行い、**作成次第追加の報告**

報告先

- ・被保険者の属する保険者(例:岩沼市の被保険者であれば岩沼市)
【岩沼市の報告先】岩沼市健康福祉部介護福祉課 事業給付係
電話:0223-24-3016
- ・宮城県若しくは管轄する保健福祉事務所(死亡事故の場合に限る)


報告書(岩沼市HPより)

1. 事業者における事故報告基準

岩沼市では、宮城県が定める事故報告基準に準拠します。

なお、事故報告書の様式は「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和3年3月19日付け介護保険最新情報Vol.943）で示された事故報告様式にて報告願います。

[事業者における事故報告基準（宮城県）](#)  (100KB)

[介護保険事業者事故等報告書（令和3年3月19日付け介護保険最新情報Vol.943別紙）](#)  (28KB)

2. 報告の方法

① 電話連絡及び第1報

事故等が発生した場合、速やかに（事故発生日当日又は翌日中）事故の概要（「事故発生・発見日時」、「利用者等の氏名・年齢」、「受傷の程度・部位」、「家族への報告状況」等）について、電話による連絡をお願いします。

併せて、介護保険事業者事故等報告書内の1から6の項目までについて可能な限り記載の上、遅くとも5日以内を目安に書面による第1報を報告願います。

※利用者及びその家族等との信頼関係を損なわないためにも、家族への連絡・対応、ケアマネジャーや行政への報告は速やかに行ってください。

② 書面による追加報告

事故処理の区切りがついたところで、事故原因の分析、再発防止策の検討等を行い、作成次第追加の報告をお願いします。

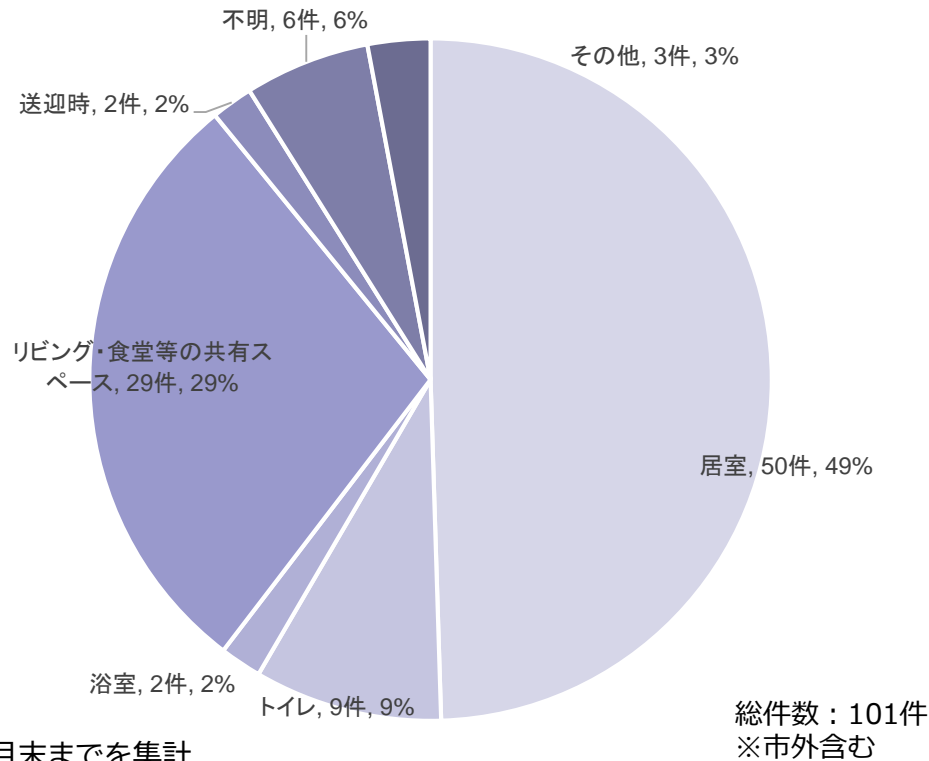
なお、提出方法については、個人情報の取り扱いに注意することから、なるべく持参又は郵送していただきますようお願いいたします。

※事故報告書を提出する前においても、必要に応じて、事故処理の経過を保険者まで適宜報告してください。

介護保険事業者事故等報告書（事業者一岩沼市）										
※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること										
<input type="checkbox"/> 第1報					<input type="checkbox"/> 第 報		<input type="checkbox"/> 最終報告			提出日: 令和 年 月 日
1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・住診)、自施設での処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()								
	死亡に至った場合 死亡発生日	西暦	年	月	日					
2事 業 所 の 概 要	法人名									
	事業所(施設)名							事業所番号		
	サービス種別									
	所在地									
3対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名	年齢		性別:	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				
	サービス提供開始日	西暦	年	月	日	保険者				
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()								
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立							
	認知症高齢者 日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M								

事故報告の集計結果（1）

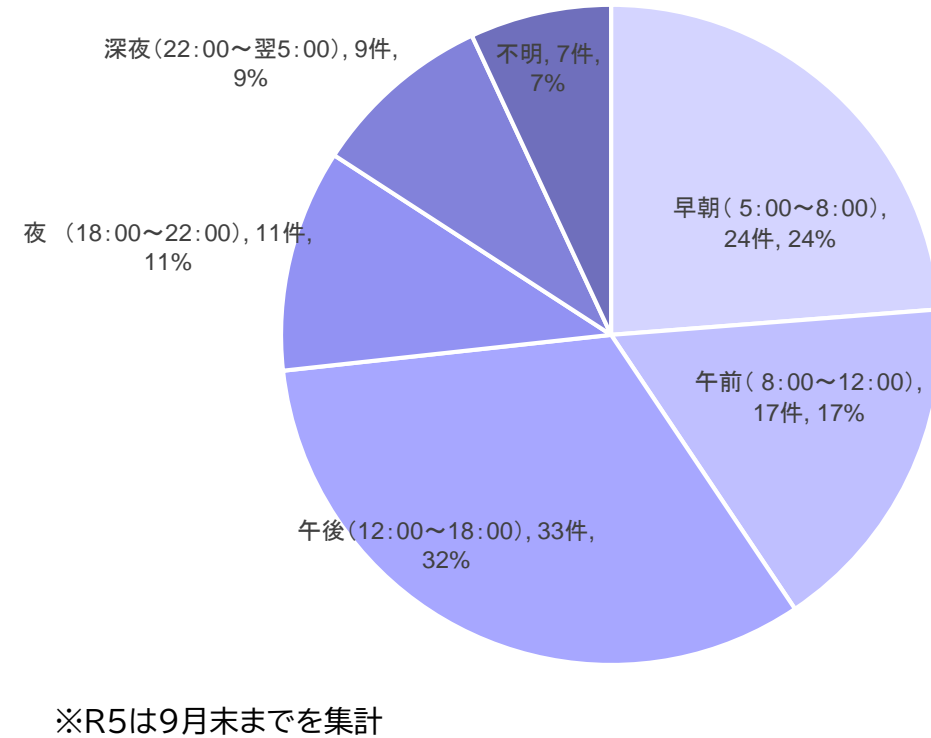
R2～R5 発生場所



※R5は9月末までを集計

- ◆目の届きにくい居室での事故が約半数を占める
- ◆一方で、リビング・食堂などの共有スペースでの事故が約3割と、少なくない数値である
- ◆令和5年も居室での事故が11件(19件中)となっている
- ◆職員の見守りを増やす等の対策だけでなく、環境面での対策（手すり設置や障害物の除去等）も検討していただきたい

R2～R5 発生時間帯

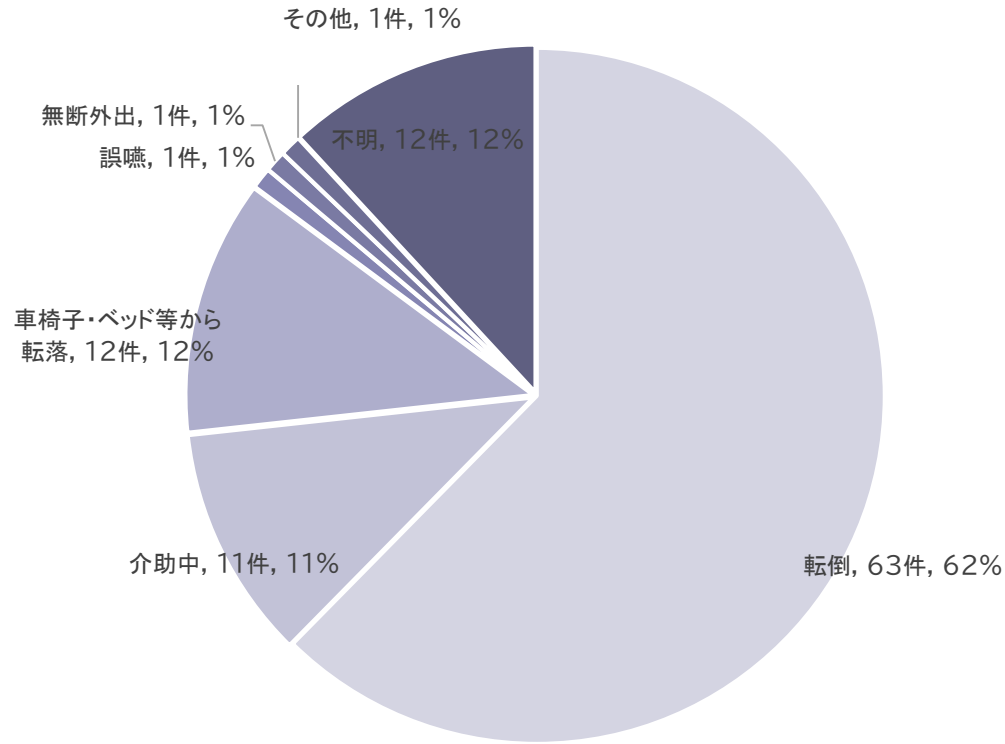


※R5は9月末までを集計

- ◆深夜～早朝の事故が多く、これは施設職員の目につきにくいことがひとつの原因と考えられる
- ◆午後の時間帯の事故も多いが、これは利用者の活動時間帯であることによるものと考えられる
- ◆令和5年度も早朝・午後の時間帯で13件(19件中)と多くを占める

事故報告の集計結果（2）

R2～R5 発生原因

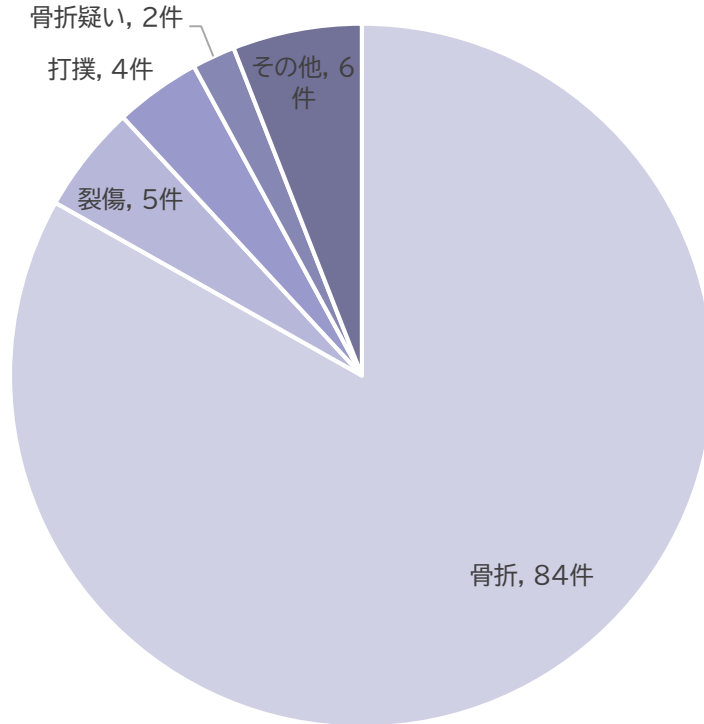


※R5は9月末までを集計

総件数：101件
※市外含む

- ◆ 転倒による事故が最多で半数以上を占め、続いて転落による事故が多くなっている
- ◆ 介助中の事故は、職員が付き添っていて転倒するものもあるが、強い力を加えてしまい、骨折に至る場合もあった
- ◆ 令和5年の発生原因も17件(19件中)転倒である。

R2～R5 事故内容



※R5は9月末までを集計

総件数：101件
※市外含む

- ◆ 骨折が一番多く8割以上となっており、他市町村でも骨折が一番多いという傾向は変わらない
- ◆ 令和5年の事故内容は19件すべて骨折となっていた
- ◆ 入院・手術になるケースも多く、転倒⇒骨折が起きない環境作りが必要



災害時における連絡体制について

災害時における被災状況報告について(検討中)

報告を要する基準

<地震> ※地震による被害がない場合も要報告

- 市域に震度5弱の地震が発生したとき
- 県下で震度5強以上の地震が発生したとき

<地震以外の災害>

- 大雨・洪水・暴風等により人的被害又は物的被害があったとき
 - 人的被害...利用者・職員を問わず、被害があった場合は要報告
 - 物的被害...事業所の建物に限らず、敷地内において何らかの被害があった場合は要報告
- 大雨・洪水・暴風等により利用者が他施設等へ避難したとき

報告方法

- 報告様式にてメール又はFaxによる報告を予定

報告のタイミング

- 利用者及び職員の対応を最優先し、安全が確保できたタイミングで報告
- 第1報は可能な限りで記載し、随時追加で報告

詳細が決まり次第、改めてご連絡いたします

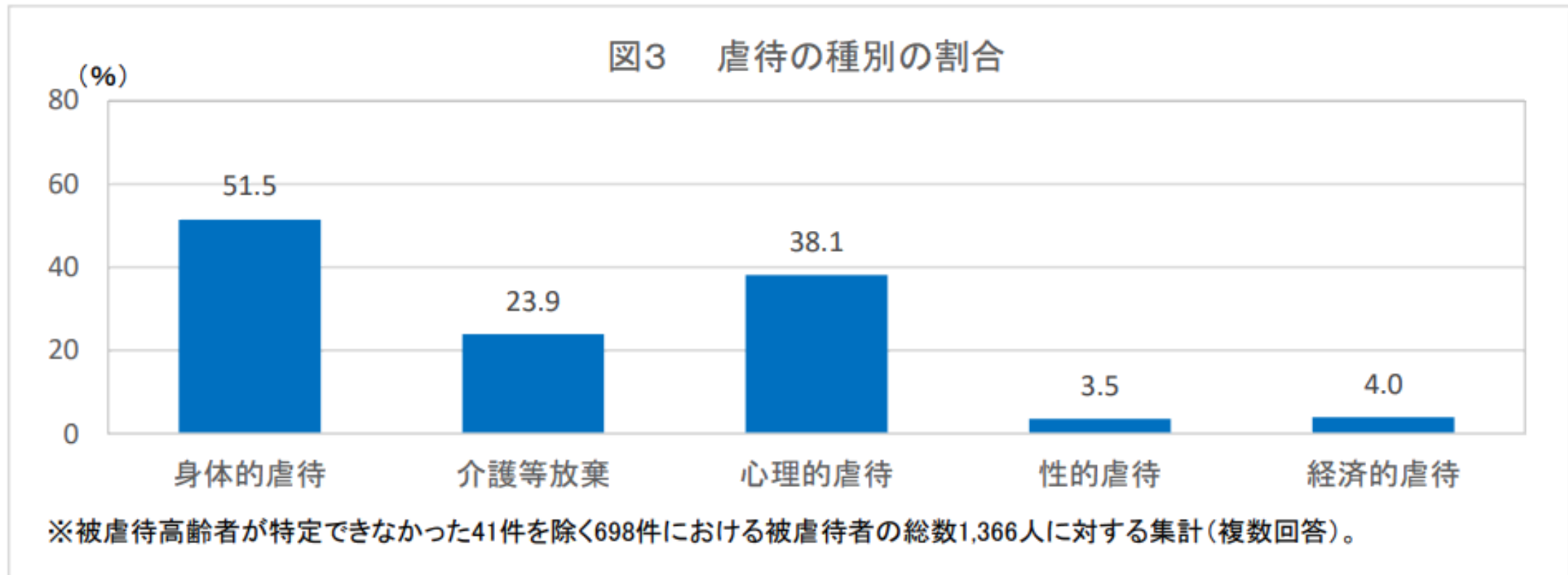


高齢者虐待について

虐待の5つの種類

区分	養介護施設従事者等による高齢者虐待
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 <u>その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</u>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応 <u>その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</u>
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産の不当な処分 <u>その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</u>

養介護施設従事者等による高齢者虐待（令和3年度調査）



※厚生労働省老健局委託事業『高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書』より

※調査対象は全国の市町村及び都道府県

身体的・心理的虐待で大半を占める

養介護施設従事者等による高齢者虐待（令和3年度調査）

虐待の発生要因

内容	件数	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	415	56.2
職員のストレスや感情コントロールの問題	169	22.9
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	159	21.5
倫理観や理念の欠如	94	12.7

※厚生労働省老健局委託事業『高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書』より

※調査対象は全国の市町村及び都道府県

※複数回答可

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が約半数を占め、
続いて「職員のストレス」、「組織風土」が発生要因
組織の体制次第で虐待の原因を減少させることが出来る

早期発見に役立つ12のサイン

- ① 身体に不自然な傷やアザがあり、高齢者自身や介護者の説明もしどろもどろ
- ② 脱水症(家族が意図的に高齢者の水分補給を制限していることなどが想定される場合)
- ③ 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- ④ 外で食事をすると一気に食べる(高齢者自身が食事の準備、食べることができない場合)
- ⑤ 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- ⑥ 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- ⑦ 落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする
- ⑧ 「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える
- ⑨ 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- ⑩ 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ⑪ 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ⑫ 天気が悪くても長時間外にたたずんでいる、昼間見かけなくなった、窓が閉まったままなど(この状態が継続する場合)

通報等の(努力)義務について

義務の種別	内 容	主 体	根拠法令
努力義務	早期発見	高齢者の福祉に職務上 関係のある者	高齢者虐待防止法 第5条
	地方公共団体等による啓発活動・高齢者保護 のための施策への協力		
	通 報	高齢者虐待を発見した者	高齢者虐待防止法 第7条
義 務	通報(高齢者の生命又は身体に重大な危険が 生じている場合)		

(可能な限り通報時にお教えいただきたい内容)

- 家族構成、続柄、年齢、職業等
- 対象高齢者への介護の状況
- 虐待の内容とレベル
- 虐待の事実と経過(日時やその時の様子など)
- 対象高齢者の性格と身体・心理状況
- 虐待者(疑い含む)の性格と身体・心理状況
- 家計、住居、家庭環境(衛生面等)等の状況
- 生活歴・転居歴・行動パターン
- その他家族の人間関係やエピソード
- 家族内外でキーパーソンとなりうる人

※高齢者虐待防止法第8条の規定により、**通報者の情報は保護されます**

※令和4年11月25日実施

ケアマネジャー向け研修会資料 -高齢者虐待- 30

岩沼市高齢者虐待対応マニュアル(岩沼市HPより)



文字サイズ 縮小 標準 拡大 色変更 標準 1 2 3 音声読み上げ

Google 検索 サイト内検索 言語を選択

ホーム 暮らし手続き 子育て・教育スポーツ 健康・福祉 観光・文化財 防災・防犯復興関連 契約・入札農業・産業 市政情報

現在位置: ホーム > 健康・福祉 > 介護 > 高齢者虐待

高齢者虐待

更新日: 2023年6月27日

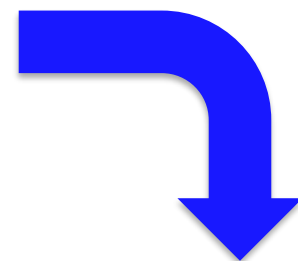
高齢者虐待防止法

高齢者虐待の増加に伴い、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」と言います。）」が施行されました。この法律は、高齢者虐待の防止と養護者支援等の施策を促進することで、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

高齢者虐待防止法では、①高齢者の身辺の世話を日常的に世帯社法及び介護保険法に規定されている養介護施設・事業の業務に虐待について規定されています。

※ 養護者とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢します。また、同居してなくても、現に身辺の世話をしている




高齢者虐待対応マニュアルを改めて
ご確認願います

岩沼市高齢者虐待対応マニュアル

本マニュアルは、平成30年3月に改訂された「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」の内容と、当市や地域包括支援センターなどの実際の運用状況を踏まえ、より円滑に高齢者虐待に対応するための支援体制を構築することに主眼を置いて、令和4年10月にマニュアルの改定を行ったものです。

今後とも、高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、養護者に対する支援を含めた高齢者虐待に関する体制整備の充実に努めてまいります。

 [岩沼市高齢者虐待対応マニュアル（令和4年10月）（1200KB）](#)

事業所内での情報共有をよろしくお願いいたします。



岩沼市マスコットキャラクター
岩沼係長